

(社) かながわ住まい・まちづくり協会高齢者向け住宅改造施工業者登録制度

倫 理 憲 章

介護保険制度が制定され、高齢者が在宅で様々な保健・福祉サービスを受けるにあたり、高齢者がより安全で快適に暮らすための住宅改修が生活基盤としての役割を果たすものであると位置付けられています。この倫理憲章は、講習会を終了された施工業者の皆さんに、建築技術と習得した知識をもって、適切に高齢者向け住宅改造の施工を行う際の行動規範となるものです。

- 1 登録施工業者は、受講修了者を依頼者の窓口として、責任をもって対応させる。
- 2 関係機関（相談窓口、市町村、福祉・医療施設等）と連携をとりながら、業務を進める。
- 3 依頼者が適切な選択と判断ができるように、常に正確な情報の提供に努める。
- 4 見積りや契約等について誤解を生じさせないように正確で分かりやすい書面を交付するなど、適切な業務遂行に努める。
- 5 依頼者からクレームやトラブル等があったときは、誠実に対応する。
- 6 その他、関係法令を遵守し、モラルの保持に努める。
- 7 常に知識・技術の向上に努める。
- 8 (社) かながわ住まい・まちづくり協会や相談窓口等から必要な資料の請求があったときは、速やかに提出する。

上記事項を遵守し、(社) かながわ住まい・まちづくり協会及び相談窓口にご迷惑をおかけいたしません。

社団法人かながわ住まい・まちづくり協会 殿

平成 年 月 日

受講修了者名

印

登録業者 所在地

名 称

印